

第1章 会員

(種別および区分)

第1条 日本内分泌攪乱物質学会(本会)の目的に賛同し、本会に所属する者を会員とし、次の各号の種別を設ける。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同した個人
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人または団体
 - (3) 公益会員 公益会員は本会の目的に賛同する公共団体
 - (4) 名誉会員 評議員会において本会に対する功績が特に顕著と承認された者
- 2 正会員に次の各号の区分を設ける。

- (1) 一般会員
- (2) 評議員 一般会員のうち評議員資格を有する者
- (3) 功労評議員 評議員のうち、年齢が満70歳に達した次年度の者
- (4) 学生会員 正会員のうち大学あるいは大学院に学籍を有する者

(入 会)

第2条 正会員、賛助会員、公益会員となろうとする者は所定の手続きにより入会を申込み、会長の承認を得なければならない。

- 2 正会員になろうとする者は、当会の一般会員の紹介を必要とする。
- 3 学生会員になろうとするものは在学証明書の提出を必要とする。

(名誉会員の推戴)

第3条 名誉会員は、本会に対する功績が特に顕著と承認された者で、評議員5名以上により推薦され、評議員会および理事会の議を経て総会で承認を得て推戴される。名誉会員は総会での議決権を持たないが、本会が主催する大会において、筆頭演者として発表することができる。

(会員の権利)

第4条 正会員は、総会を構成し、1個の議決権を行使できる。功労評議員は議決権を持たない。また、本会が主催する大会において、筆頭演者として発表することができる。ただし、大会での発表は、演題申込み時に会員の資格を有しその事業年度の会費を納入していること(功労評議員は納入義務がない)、および発表時においてもその事業年度の会員資格を有することを条件とする。また、ニュースレターの頒布を受けることができる。

- 2 賛助会員は、本会が主催する大会の抄録集およびニュースレターの頒布を受けるこ

とができる。個人の賛助会員は、本会が主催する大会に筆頭演者として発表することができる。ただし、総会を構成せず、議決権はもたない。

3 公益会員は、本会が主催する大会の抄録集およびニュースレターの頒布を受けることができる。ただし、総会を構成せず、議決権はもたない。

(会 費)

第6条 会員は次の各号に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 正会員（評議員） 5,000円
- (3) 学生会員 2,000円
- (4) 賛助会員 一口 80,000円（一口以上）
- (5) 公益会員 一口 30,000円（一口以上）
- (6) 名誉会員および功労評議員は、会費の納入を必要としない。

2 毎年5月末日までに納入することとする。なお、途中退会しても返金しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第8条により退会したとき
- (2) 第9条により除名されたとき
- (3) 死亡、解散又は失踪宣言を受けたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき

(退 会)

第8条 会員は、1カ月以上前に書面で本会に対して退会することを告した上で、予告期間満了時に退会することができる。

(除 名)

第9条 本会の名誉を毀損し、若しくは著しく当会の目的に反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるとき、理事会の議を経て、総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(休 会)

第10条 正会員は、以下の理由により休会することができる。

休会中は、会費を免除する。ただし、会員年数には加算しないこととする。

- (1) 留学
- (2) 長期の病気療養
- (3) 妊娠・出産・育児・介護

(4) その他、理事会で承認された理由

第2章 評議員

(資格と選考)

第11条 一般会員のうち、次の号に定める資格のうち、一方を満たす者は、評議員候補者として申請することができる。

(1) 原則として満3年以上正会員として在籍し、満5年以上の内分泌攪乱物質またはその関連分野の研究歴があり、関連分野の業績発表がある者

(2) 理事によって評議員の資格があると推薦された者

2 評議員は、候補者として申請された者について、理事会の議を経て総会で審議し決定する。

3 功労評議員は評議員のうち、年齢が満70歳に達した次年度の者とする。任期は設けない。総会・評議員会での議決権をもたないが、本会が主催する大会において、筆頭演者として発表することができる。

(権利と役務)

第12条 評議員（功労評議員を除く）は、次の各号に定める権利と役務を有する。

(1) 理事の候補者を予備選考し、総会に提案する。

(2) 名誉会員の候補者を予備選考し、総会に提案する。

(3) 理事となることができる。

(4) 本会が主催する大会の大会長あるいは監事となることができる。

(任 期)

第13条 評議員（功労評議員を除く）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(辞 任)

第14条 正会員資格を失った時点で評議員を辞任したものとみなす。

2 本人の申し出により辞任し、一般会員に戻ることができる。

第3章 規約の改廃

(規約の改廃)

第15条 この規約を改廃するには、評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2023年年4月1日から施行する。